

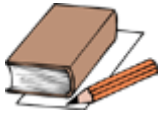
第2章 基本的考え方



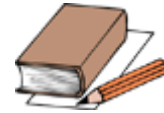
第1節 基本的理念



- 1 厚真町の自然環境・産業構造に基づいた住民参加型の環境保護・保全活動の実践により、「厚真町に生れて良かった、住んで良かった、来て良かった」という実感が共有できるまちづくりを目指すことで、環境の保護・保全のみならず地域活性化にも寄与します。
- 2 町民一人ひとりが、公害・悪臭・ダイオキシンなど化学物質等による被害者であると同時にそれらの加害者でもあるとの認識をもち、生活と環境とのよりよい関係を見つめなおし、考え、そして行動します。
- 3 人間は、自然の恵みにより生活をしているという認識をもち、自然と共生していくための保護対策を講ずることが重要です。



第2節 計画策定の趣旨



- 1 現在及び将来にわたり町民が、健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、生活基盤となる環境が将来にわたって健全に維持されるように努める。
- 2 町民、事業者、各種団体及び行政が公平な役割分担と責務のもと、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に努める。
- 3 環境学習、循環と共生、参加及び再発見を長期的な目標とし、人間と環境との望ましい関係を築く。

第3節 町民、事業者、各種団体、行政の役割と責務

町民



町民一人ひとりが、今日の身近な環境から地球規模にまで至る環境問題は、我々人間が加害者であると同時に被害者であることの認識に立ち、環境への負荷の低減と、よりよい環境づくりに取り組む必要があります。

事業者



事業者は、営業活動や地域活動を通じて、環境への負荷の低減と、よりよい環境づくりに取り組むことや、地域社会の一員としてよりよい環境づくりのための活動への積極的参加と協力を行う必要があります。

各種団体



多様な活動を通して、環境負荷の低減への取り組みやよりよい環境づくりのための学習への取り組みなどを役割とし、地域社会の一員としてよりよい環境づくりのための活動への積極的参加と協力を行う必要があります。

行政



町は、各種施策の実施にあたり、長期的な展望に立って、望ましい環境像に向け諸施策を積極的に展開するとともに、事業の計画及び実施にあたっては十分な環境への配慮を行う必要があります。



第4節 計画の期間



実施期間 平成18年度～平成27年度

ただし、社会情勢の変化や、科学技術の進展などに伴い、環境の情勢に変化が生じた場合、その必要に応じ、随時見直しを行うものとします。

第5節 計画の体系

自然と共生するまち あつま

1 循環

循環を基調とする社会づくり

水・土壌・大気環境の保全
廃棄物・リサイクル対策

2 共生

人と自然の調和

快適環境の確保
環境に配慮した事業活動の推進
科学物質汚染防止対策

3 参加

パートナーシップの形成

町民の役割と責務
事業者の役割と責務
各種団体の役割と責務
行政の役割と責務

4 環境学習

総合的環境学習の推進

地域全体・学校・職場・家庭における環境学習・教育の推進
環境情報の広報及び啓発の推進

5 推進体制

進行管理

厚真町環境対策町民会議を通じ計画的な推進施策の進捗状況や効果等の点検・評価をする。